

平成 20 年 7 月 9 日

津市長 松田直久 様

津市新最終処分場候補地選定委員会
委員長 笠 倉 忠 夫

津市の新最終処分場候補地選定に係る意見について（提出）

このことにつきましては、平成 20 年 3 月 3 日付で市長から委嘱を受け、3 回の会議を開催し議論を重ねて参りましたが、別紙意見書のとおり取りまとめましたので提出します。



津市の新最終処分場候補地選定に係る意見について

平成20年7月9日

津市新最終処分場候補地選定委員会

◇◇◇　目　　次　◇◇◇

	頁
はじめに・・・・・・・・・・・・	1
1 津市が計画する最終処分場について・・・・・・・・	1
2 安全・安心な施設整備に向けて・・・・・・・・	1
3 新最終処分場候補地の選定について・・・・・・・・	2
(1) 応募候補地・・・・・・・・・・・・	2
(2) 各候補地の所見・・・・・・・・・・・・	2
ア 前提条件に関する所見・・・・・・・・	2
イ 応募候補地に関する地権者及び周辺地域の状況	4
ウ 地理的所見・・・・・・・・・・・・	4
エ 地形的所見・・・・・・・・・・・・	4
(3) 各候補地の比較・・・・・・・・・・・・	5
4 総合評価・・・・・・・・・・・・	6
(1) 前提条件での判断・・・・・・・・	6
(2) 候補地の評価・・・・・・・・	6
(3) 総合評価における結論・・・・・・・・	7
おわりに・・・・・・・・・・・・	8
津市新最終処分場候補地選定委員会名簿・・・・・・・・	9
委員会の開催経過・・・・・・・・・・・・	9

はじめに

全国的にも一般廃棄物の最終処分場については、周辺地域住民の理解が得られず、その立地が困難な状況の中、津市においては、全国的に事例の少ない公募という思い切った施策を取られ、その結果、2自治会より4箇所の応募がありました。これを受け津市は、その応募候補地の中から建設候補地を決定するにあたり、専門的及び学術的立場から意見を聴くため、平成20年3月3日に本選定委員会を設置されたところです。その委員として、我々3人が市長から委嘱を受け、これまで3回の選定委員会を開催し、「新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方」（選定の基本的な考え方）や、各種資料を基に議論・意見交換を行いました。この意見書は、議論の内容を本選定委員会の意見として取りまとめたものです。

1 津市が計画する最終処分場について

津市が計画する最終処分場については、我々も平成19年度に津市新最終処分場整備構想等検討委員会委員として議論・検討してきましたが、最新式のクローズドシステムを採用し、かつ無放流を基本として計画されたものです。この方式は、現在建設・計画されている全国の最終処分場の中でも非常にリスクが少なく、安全・安心な施設であると考えます。

2 安全・安心な施設整備に向けて

廃棄物処理施設をはじめ、何事においても大なり小なりのリスクは存在しますので、リスク・ゼロということは考えられず、そのリスクの起こる確率をいかに少なく、規模を小さくできるかが重要となってきます。そのためには、市の徹底した計画と管理、そして、市民や地元の方々との充分なリスクコミュニケーションを行うことにより、お互いの信頼関係を築くことが重要となってきます。

また、いくつかあるリスクのなかで、ある程度のリスクについては、環境影響評価調査や地質調査などにより明らかになり、それらのリスクに対する事前の対応が可能となることから、その点に充分配慮する必要があります。

3 新最終処分場候補地の選定について

津市が計画する安全・安心な施設整備に見合う候補地を選定するため、公開現地調査や選定委員会における議論を踏まえ、「新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方」（選定の基本的な考え方）に沿って検討した各候補地に対する所見は、次のとおりです。

新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方

津市新最終処分場建設候補地公募に伴う候補地の選定にあたっては、次の考え方を基本として選定することとします。

- 1 概ね 1.2 ha 以上の一団の土地が確保できる見込みがあること。
- 2 施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制が無いこと。なお、法規制がある場合は解除できる見込みがあること。
- 3 直下に活断層がないこと。
- 4 応募候補地に関する地権者及び周辺地域の理解が得られること。
- 5 応募候補地の位置について、処理対象物等の運搬がより効率的に行えること。
- 6 応募候補地の地形について、施設整備がより容易に行えること。

(1) 応募候補地

- ア M-1 美杉町下之川字高山、西狭間地内
- イ M-2 美杉町下之川字大原地内
- ウ H-1 白山町垣内字峯山地内
- エ H-2 白山町垣内字南布引地内

(2) 各候補地の所見

ア 前提条件に関する所見

候補地の選定にあたっては、上記の選定の基本的な考え方を沿って、各応募候補地を比較検討しますが、このうち 1、2、3 については、候補地選定にあたっての前提条件であることから、まずこれらについて整理することとします。

(ア) 美杉町下之川字高山、西狭間地内 (M-1)

面積は、現況面積として約 3.7 ha あり、一団の形を成している。ま

た、施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制は無い。

なお、活断層については、直下に確認されていない。

(イ) 美杉町下之川字大原地内 (M-2)

面積は、現況面積として約20haあり、一団の形を成している。

ただし、当該応募候補地は、保安林指定がされており、施設の建設にあたっては、この解除が必要となるが、当該候補地に係る保安林指定については、解除が非常に困難とされ、解除の協議にも長期間を要すると見込まれる。

なお、活断層については、直下に確認されていない。

(ウ) 白山町垣内字峯山地内 (H-1)

応募地の現況面積は約42haあるものの、この中には事業開発済みの土地や応募自治会以外の地域に属する土地などが含まれていることから、今回の選定にあたっては、これらを除く部分を対象区域として検討することとなり、この場合、当該区域において面積要件を満たす12haの一団の土地の確保は困難である。

なお、施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制は無く、活断層については、直下に確認されていない。

(エ) 白山町垣内字南布引地内 (H-2)

面積は、現況面積として約31haあり、一団の形を成している。また、施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制は無い。

なお、活断層については、直下に確認されていない。

活断層については、今の科学をもってしてもはっきりと判らない分野の一つであり、地震の専門家でも被害想定の判断が難しいと言われています。

とは言え、活断層直上に最終処分場等を建設することは避けるべきですが、幸い4箇所の候補地の直下には活断層はないとのことです。

しかし、活断層、推定活断層は県内も含め、全国的に多数分布していることから、施設整備の際には充分な耐震施工が必要です。

イ 応募候補地に関する地権者及び周辺地域の状況

津市美杉町下之川字高山・西狭間地内（M－1）及び津市美杉町字大原地内（M－2）に関し、同町竹原地区から建設設計画をしない旨の要望書が提出されている状況である。

津市白山町垣内字峯山地内（H－1）に関し、地権者同意の見込みが困難な状況であり、周辺地域からも反対の旨の書面が多数提出されている。また、これに加え、応募候補地に関する利害関係者から協力できない旨の意見書が提出されている状況である。

津市白山町垣内字南布引地内（H－2）に関し、周辺地域から反対の旨の書面が多数提出されている状況である。

ウ 地理的所見

地理は、収集車が市内各地域から搬入しようとする場合、その地理的な状況により、収集体系の見直しや運搬コストの増加、CO₂の排出などの面において大きな影響を及ぼす要因となります。

(ア) 津市美杉町下之川字高山・西狭間地内（M－1）

道路が狭小であり、他の地域からの搬入が容易ではない。

(イ) 津市美杉町字大原地内（M－2）

道路が狭小であり、他の地域からの搬入が容易ではない。

(ウ) 津市白山町垣内字峯山地内（H－1）

国道165号から比較的近距離にあるため、地理的には良い。

(エ) 津市白山町垣内字南布引地内（H－2）

国道165号に面しているため、地理的には良い。

エ 地形的所見

地形は、施設建設時に要するコストに關係し、造成には多額の費用を要するため、全体の建設費は地形の状況により変わります。

(ア) 津市美杉町下之川字高山・西狭間地内（M－1）

盆地の形態を成し、過去に田として土地利用していた形跡もあり、平地が多く施設の設置には適している。なお、湧水が多いと思われる。

(イ) 津市美杉町字大原地内（M－2）

緩やかな斜面で施設整備は比較的容易である。

(ウ) 津市白山町垣内字峯山地内 (H-1)

(※面積要件を満たす一団の土地の確保が困難なため、評価できず。)

(エ) 津市白山町垣内字南布引地内 (H-2)

山腹の傾斜地であるため、平地を確保する必要がある。

(3) 各候補地の比較

「新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方」に照らし合わせた各候補地の状況については、下表のとおりです。

【各候補地の比較表】

項目		美杉町下之川 字高山・西狭 間地内 (M-1)	美杉町下之川 字大原地内 (M-2)	白山町垣内字 峯山地内 (H-1)	白山町垣内字 南布引地内 (H-2)
1 面 積		○	○	×	○
2 法規制		○	×	○	○
3 活断層		○	○	○	○
4 関係者 の理解	地権者	○	-	×	○
	周辺地域	○	○	×	×
5 地 理		△	△	○	○
6 地 形		○	○	-	△

○：1～3においては、要件を満たしている場合。4の「地権者」においては、見込みがある場合。「周辺地域」においては、反対書面の提出等が無い場合。5、6においては、条件が良い場合。

△：5、6において、条件があまり良くない場合。

×：1～3においては、要件を満たしていない場合。4の「地権者」においては、見込みがない場合、「周辺地域」においては、反対書面の提出等がある場合。

※4の「周辺地域」の範囲は、三重県産業廃棄物処理指導要綱第8条の規定を準用し、候補地から1,000m以内の地域とする。

※5、6については、4候補地の相対評価

4 総合評価

(1) 前提条件での判断

以上のことから、選定の基本的な考え方の中で、まず、候補地選定の前提条件である1、2、3の基準から評価すると、4箇所の候補地のうち、美杉町下之川字大原地内（M-2）の候補地は、保安林指定されており、その解除が非常に困難であること、また、白山町垣内字峯山地内（H-1）の候補地は、概ね1.2ha以上の一団の土地の確保が見込めない状況であり、土地に係る利害関係者から新最終処分場の建設候補地として協力できない旨の意見書が市長に提出されている状況であることから、この2箇所の候補地については、選定の対象外とするのが妥当と判断します。

(2) 候補地の評価

前提条件を満たす美杉町下之川字高山、西狭間地内（M-1）及び白山町垣内字南布引地内（H-2）の2箇所の候補地について、選定の基本的な考え方の4、5、6の基準による総合的な評価は、次のとおりです。

津市美杉町下之川字高山・西狭間地内（M-1）について

現況からすると、搬入道路の取り付けが容易ではなく、搬入経路も狭小であるものの、現況は盆地の形態を成し、平地が多く施設の設置には適している状況である。土地については、筆数が多いものの、地権者の合意が概ね得られている状況である。また、地元地域の協力体制の下に申請がなされていることから、計画推進にあたっては、地元地域の協力が期待できる。

しかし、現状のままであると、ごみ収集車の走行が容易ではなく、アクセス道路の新設、若しくは現行道路の拡幅等の措置が必要である。また、当該候補地が津市の西南に位置することで、各地域からの距離が長くなることから、ごみの運搬経路や収集体系など運搬効率の向上に向けた対策について検討する必要がある。

津市白山町字南布引地内（H-2）について

現況からすると、各地域からの搬入経路が比較的確保しやすく、取付け

道路を容易に整備することができるものの、現況が山腹の傾斜地であるため、その造成には多額の費用を要する。また、土地については、1筆で買収手続きが容易である。

しかし、隣接の自治会から書面による建設反対の意思表示がされていることから、津市は、地域住民の方々との合意形成を最優先に取り組む必要がある。

そのため、津市が考えている最終処分場の安全性はもとより、住民の行政に対する不信感や施設に対する不安感を払拭するためには、例えば、地震等の自然災害時の対応、供用開始後の監視体制、搬入車両への徹底した指導、搬入経路の配慮などについて説明し、住民の方々の理解が進むよう、繰り返しリスクコミュニケーションを行う必要があり、これには、現時点の状況からみると多大の時間を要すると考えられる。

(3) 総合評価における結論

前提条件を満たす美杉町下之川字高山、西狭間地内（M－1）及び白山町垣内字南布引地内（H－2）の2箇所の候補地について、地理的、地形的な面では、候補地までのアクセスや、候補地周辺の道路状況から見て白山町垣内字南布引地内（H－2）の方が優位と判断します。

また、関係者の理解が得られるかどうかという点では、白山町垣内字南布引地内（H－2）の候補地に対しては、周辺の複数の地域から反対の旨の署名をはじめ、その他書面が提出されている状況であることから、美杉町下之川字高山、西狭間地内（M－1）の方が優位と判断します。

以上のことから、2候補地を総合的に評価すると、経済性や利便性を優先する場合は、白山町垣内字南布引地内（H－2）が優位であり、リスクコミュニケーションに要する時間的コストや関係者の理解度を優先する場合は、美杉町下之川字高山、西狭間地内（M－1）が優位であると判断します。

おわりに

津市が計画される施設は、先にも述べたように、安全・安心であることはもとより、地域や自然と調和した環境全般にわたる拠点施設として計画されています。また、候補地の選定手法として、公募方式を採用されるなど、先進的な取り組みをされていることに敬意を表するものであります。

これまで3回にわたる選定委員会において議論をしてまいりましたが、毎回、非常に多くの方々に傍聴いただき、我々といたしましても住民の方々の関心の深さを改めて感じたところです。

今後、津市が最終的な候補地を選定されるにあたっては、現在の最終処分場の使用期限が平成22年3月末までと迫っている時間的猶予のない状況を踏まえ、住民との合意形成、また、経済性や利便性を充分検討して適地を選定されたいと考えます。

最後に、今回提出した意見書を参考にしていただき、一日も早く、津市が目指す新最終処分場が建設されることを願うところです。

■津市新最終処分場候補地選定委員会 名簿

委員長 笠倉忠夫 元豊橋技術科学大学教授
委 員 岩崎恭典 四日市大学総合政策学部教授
委 員 藤間幸久 元名古屋大学教授

委員会の開催経過

平成20年5月14日 第1回選定委員会

- ・津市新最終処分場候補地選定委員会について
- ・新最終処分場整備方針及び公募に至った経緯について
- ・新最終処分場に係る応募候補地について

平成20年6月 3日 公開現地視察

平成20年6月12日 第2回選定委員会

- ・公開現地視察の結果について
- ・応募候補地の調査状況について
- ・候補地選定にあたっての基本的な考え方について

平成20年6月26日 第3回選定委員会

- ・応募候補地の調査状況について
- ・各候補地に関する所見について